

## 「産廃排出事業者認証制度（仮称）」の創設

### 1 制度の目的

<第3次計画>

「排出事業者の3Rや適正処理に対するインセンティブを高めるため、一定の基準に適合する排出事業者を認証し公表」

排出事業者が認証取得に向けて取り組むこと、更には認証後も取組を継続・向上させることを通じ、産業廃棄物の3Rと適正処理に資する。

### 2 制度設計に当たっての視点

#### (1) 対象（業種、規模、取組レベル）

- 恒常的・継続的に一定量以上の産業廃棄物を排出している事業場
- 中小（多量排出事業者以外）の製造業に対する働きかけ

<平成20年度産業廃棄物実態調査の結果から>

- ・ 発生量  
上下水道（全体の44.3%。大半が汚泥）や建設系廃棄物（37.5%。大半が解体工事から）から多量の産廃が発生している。しかし、これらの発生抑制は困難。これら以外の業種は発生抑制が進んできている（⑬70.7万トン→⑳49.4万トン）が更なる取組が必要。
- ・ 再資源化  
汚泥を除くと、建設業のリサイクル率は96.1%、製造業は77.9%、その他の業種が72.4%。また、製造業では、多量排出事業者が89.4%である一方で、それ以外が69.1%

#### (2) 制度の普及のためのポイント

- 制度の目的、社会的意義の周知
- ネーミングも含めた分かりやすさ
- 業種や規模に応じたメニュー
- 事業者の負担の軽減化（手続の容易さ、他制度との重複回避など）
- 認証取得によるメリットの明確化（認定証、市ホームページ等での紹介など）
- 関係団体との連携・協力

#### (3) 取組の継続・発展のためのポイント

- 段階的な評価（ステップアップ）
- 更新手続、認証取得後の状況確認

#### (4) 他の制度との連携・すみ分け

- 環境マネジメントシステム（ISO14001、KES等）
- エコ京都21（京都府）、ごみ減量・3R活動優良事業所認定制度（京都市）など

### (5) 評価項目に取り入れる内容

- 適正処理の確保・法令遵守（処理業者の選定，契約書の作成，マニフェストの取扱い，処理状況の確認，適正な処理料金の負担など）
- 適正処理確保のための取組（社内体制の構築，ルール作成・周知，情報の共有など）
- 3Rの取組（排出状況の把握，分別の実施，減量や再資源化の実績，社内体制の構築など）
- 環境負荷低減の取組（環境マネジメントシステムの導入，地球温暖化防止の取組など）
- 情報公開（取組状況の外部への発信） など

### 3 今後のスケジュール

2に掲げるポイント，6月に実施したアンケート結果，本協議会における意見等を踏まえ，具体的な制度設計を進め，年度内に要綱を作成し，周知を行う。

<アンケート調査実施状況> 簡易集計の結果概要は別紙参照

- ・ 目的・趣旨  
排出事業者の産廃処理の実態等を把握し，制度を検討する際の基礎資料とするもの
- ・ 調査対象  
2,000事業所（平成23年度産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出事業者から抽出）
- ・ 調査内容（全45問）

項目	概要
事業所の概要	業種，規模，廃棄物の管理体制など
排出状況等	種類，量，分別・減量・再資源化の状況，処理委託の状況
適正処理・法令遵守の取組	社員教育，マニフェスト，委託先・処理状況の確認など
減量・再資源化の取組	取組内容（社員教育ほか），成功・失敗事例など
環境マネジメントシステム等	認証の取得状況
認証制度の創設に対する意識・意見等	取得意思，メリット，負担など

- ・ 実施期間等  
6月12日（火）発送～25日（月）締切り，28日（木）催促  
（回答数）6月27日現在・・・457件 → 簡易集計  
7月10日現在・・・719件（回収率36%）